

令和3年度第2回公共調達監視委員会審議概要

佐賀労働局

1 開催日時

令和4年2月14日（月） 14:00～15:30

2 開催場所

佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎3階共用大会議室2

3 公共調達監視委員

委員長 児玉 弘（佐賀大学准教授）

委員 津留 保生（公認会計士）

委員 大川 正二郎（弁護士）

4 審査対象期間

令和3年7月1日～令和3年12月31日

5 審査計画件数

（1）公共工事	1件
（内訳）競争入札	1件
随意契約	0件
（2）物品役務等	6件
（内訳）競争入札	4件
随意契約	2件

6 議事録

【審議番号1：鹿島公共職業安定所屋上防水シート改修工事】

（委員）契約締結後に請負代金の変更が行われているが、契約書に定められているのか。

（担当）追加工事が必要であることが判明したため、契約書第23条に基づき受注者と協議の上で変更した。

（委員）変更金額の妥当性はどうか判断しているのか。

（担当）追加工事に係る仕様により積算した予定価格の範囲内であるかで判断している。

（委員）予定価格調書の日付が請負代金変更申請書の申請日より早いのはどうしてか。

（担当）申請以前に受注者より追加工事が必要な旨の連絡を受け、当該内容等を確認の上、予定価格を策定したもの。

（委員）契約に係る予定価格調書はどのようにして作成しているのか。

- (担当) 業者より徴取した参考見積をもとに、工事項目の設定及び数量の積算を行っている。
価格は、メーカーHPや建築施工単価等の書籍を参考として積算している。
- (委員) 参考見積を徴取した事業所は、入札時に有利にならないのか。
- (担当) 実際に現場を確認しているので、入札価格を立てやすいことは想定される。
- (委員) 入札前の現地確認は可能か。
- (担当) 申し出があれば可能である。
- (委員) 事前に現地調査をしていれば、今回の追加工事は発生しなかったのではないか。
- (担当) 今回の追加工事は、着工後でないといけない内容であったと認識している。

【審議番号2：令和3～7年度都道府県労働局の業務用自動車賃貸借（2回目）】

- (委員) 環境性能とは何か。
- (担当) 添付資料にある「国等による環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成31年2月）」の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分を評価するもの。
燃費が良いと得点が高くなる。
- (委員) リースと購入どちらが低価格となるのか。
- (担当) 本契約の金額には、車検等法定点検費用、任意保険料等管理維持費用も含まれており、どちらが安価になるかは判断しがたい。
- (委員) スポットのレンタカーの選択肢はないのか。
- (担当) 各官署に常用の官用車を配置しており、その台数で不足する一部官署にはスポットのレンタカーを契約している。本契約は常用として配置している官用車のリース契約への移行である。
- (委員) 国の保有する官用車は任意保険に加入せず、国家賠償法で対応していると聞かすが、どうなのか。
- (担当) そのとおりである。なお、本契約により配置する業務用自動車は、リースであり、国の所有でないため、任意保険に加入している。

【審議番号3：令和3年度庁舎建築物及び建築設備に係る点検調査業務委託】

- (委員) 昨年度と比較し変更はあるか。
- (担当) 1年ごとと、3年ごとの点検項目があり、昨年は両方実施している庁舎がある。今年は1年ごとの点検項目のみである。
- (委員) 点検項目が減ったにもかかわらず、入札金額が増加しているのはどうしてか。
- (担当) 人件費の高騰が考えられる。
- (委員) 契約金額は公表しているのか。
- (担当) HPにて公表している。
- (委員) 予定価格の積算のあたり、過去の契約金額は考慮しないのか。
- (担当) 実施年度の技術者単価を関連資料で確認の上積算している。

【審議番号4：令和3年度第3回備品・消耗品の購入】

- (委員) 緊急で必要な物品も、本調達に含まれているのか。
- (担当) 緊急対応が必要な物品は、その都度見積もり合わせ等単独契約で対応している。
- (委員) 備品の購入は、年数経過・故障等による買換えか若しくは新規購入か。処分はどうしているのか
- (担当) 今回シュレッダー等は故障による買換えである。処分(引取費用)も契約に含めている。
- (委員) チューブファイルは常用として必要と思われるが。
- (担当) 基本的にはチューブファイルは新規購入しない方針。昨年度から新規の助成金の創設、雇用調整助成金の急激な増加があり、関係書類の保存用として、新規の購入を行っている。

【審議番号5：令和3～7年度佐賀労働局の業務用自動車賃貸借(3回目)】

- (委員) 審議番号2と基本同じと考えてよいか。
- (担当) そのとおりである。
- (委員) 環境性能に対する得点が、審議番号2と異なるのはどうしてか。
- (担当) 契約台数が異なるためである。
- (委員) 全国規模の事業所が低価で落札しているが、地元事業所の参加は厳しいか。
- (担当) 地元事業所にも参加してほしいと考えている。

【審議番号6, 7：地域雇用活性化推進事業】

- (委員) 佐賀市と武雄市以外の市町の応募はなかったのか。
- (担当) 県内すべての自治体(20市町)に案内したが、応募は2者のみであった。
- (委員) 2018～2020年度に実施された実践型地域雇用創造事業も、応募は佐賀市・武雄市の2者であったのか。
- (担当) 2者であった。なお2017年度開始事業には1者応募あり。
- (委員) 今回その1者は応募しなかったのか。
- (担当) はい。
- (委員) 自治体にとって、魅力のある事業と思われるが応募する自治体が少ないのはなぜか。
- (担当) 応募しなかった自治体に状況を確認したが、人出不足のため事業の実施体制が確保できないとのこと。他の自治体も同様ではないかと思われる。
- (委員) 過疎・雇用状況等で考えると、佐賀市や武雄市より厳しい状況の市町がある。
- (担当) 今後も他の市町に当該事業の案内を行う予定である。
- (委員) 公告開始日が4月12日で、労働局に対する事業構想提案の意思表示が4月23日であるが期間が短いのではないか。
- (担当) 公告開始以前に周知できる内容は、事前に案内している。
- (委員) 協議会に配置される事業推進員は、どのように人選されているか把握しているのか。

(担当) 自治体で公募し人選されているが、地方創生等に関する見識等を重視していると思われる。

(委員) 過疎化地域において、そのような人材の確保は難しいのではないか。

(担当) 多くはないと思う。

(委員) 事業自体は、佐賀労働局独自ではないのか。

(担当) 全国共通の事業である。

(委員) 活性化事業の利用者の範囲は。

(担当) 対象地域に居住している求職者、対象地域に就職を希望している求職者及び対象地域内の事業所である。